

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

佐 野 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 佐野地域

(1) 現況

本地域は、本市の南部と西部に位置し関東平野北端に広がる平坦地が中心で、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域である。米麦の二毛作栽培や、米麦と園芸作物を組み合わせた複合経営が盛んである。しかしながら、近年、農業の兼業化が進み、恒常的勤務による第二種兼業農家が増加し、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化しており、こうした中で、地域の中心となる経営体を育成、農地の集積等が課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 田沼地域

(1) 現況

本地域は、本市の北西部に位置し、緑豊かな森林や美しい清流などの自然環境に恵まれた中山間3法指定地域である（田沼・三好・野上・飛駒・新合地区）。地域内には「蓬山レストラン」「根古屋亭」「憩い館」などの農村レストランが整備され、地域活性化の核となり、これら施設で販売・加工されるそばや露地野菜等の生産が盛んである。

しかしながら、本地域を取り巻く環境は担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大、鳥獣害被害の増加など多くの課題がある。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号並びに第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 葛生地域

(1) 現況

本地域は、本市の北西部に位置し、森林や美しい清流などの自然環境に恵まれた中山間3法指定地域である（氷室・葛生・常盤地区）。地域内ではそばの生産が盛んであり「農林漁家高齢者センター」や「菜蟲館」などの交流施設で加工・販売され地域活性化が図られている。

しかし、農業を取り巻く環境は担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大、鳥獣害被害の増加など多くの課題がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号並びに第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	佐野地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	田沼地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業
③	葛生地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1)推進体制の整備に関する事項について

法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、多様な主体が地域毎の特質を踏まえ農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたっては、これまでの農地・水保全管理支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、市町村、農業団体等の関係者による推進組織を設立し、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

(2)法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等について

別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法による指定地域（旧田沼町・葛生町地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 佐野市長の判断により対象となる農用地

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地、及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満の傾斜農用地を対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

高齢化率（65 歳以上の農業従事者数／農業従事者数）が 40%以上であり、かつ、耕作放棄率（耕作放棄地面積／（経営耕地面積＋耕作放棄地面積）が次の式により算定される率以上である集落に存する農地を対象とする。

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

（2）対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行い、かつ市が協定の認定時に実施する所得要件の確認について承諾する者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）、集落協定の事務等を行う者、その他佐野市長が認める者を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が栃木県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、対象としない。（ただし、一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができる。）ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、交付の対象とする。

(3) 個別協定における認定農業者に準ずる者として、佐野市長が認定する者は次のいずれかに該当する者である。

- ア 年間農業従事日数が 150 日以上の農業者
- イ 佐野市の平均経営面積以上の農業者
- ウ 年間農業所得が 100 万円以上の農業者
- エ アからウの他に佐野市長が認める者

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。